愛媛県	公立学校共済組合道後宿泊所　にぎたつ会館	松山市道後姫塚一丁目一八番地二
高知県	高知県教育センター分館	高知市大原町一三二番地
福岡県	福岡県立福岡工業高等学校	福岡市早良区荒江二丁目一九番一号
佐賀県	佐賀市民会館	佐賀市水ケ江一丁目二番二〇号
長崎県	松藤プラザ「えきまえ」いきいきひろば	長崎市大黒町三番一号
熊本県	水前寺共済会館グレーシア	熊本市中央区水前寺一丁目三三の一八
大分県	大分県立社会教育総合センター	別府市大字別府字野口原三〇三〇番地一
宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭二丁目四番五号
鹿児島県	鹿児島県社会福祉センター	鹿児島市鴨池新町一番七号
沖縄県	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山一丁目一六番一号

三　出願の期限等

出願の期限は次のとおりとし、当該期限内に文部科学大臣に出願するものとする。

なお、その場合は、当該期限までの消印があるものに限り受け付ける。

第一回

平成二十七年四月二十三日から同年五月十三日まで。

第二回

平成二十七年九月三日から同年九月十七日まで。

また、受験手続その他高等学校卒業程度認定試験に関する問合せは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三））。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。

○厚生労働省告示第五十六号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）、水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十七号ハ及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第二条第一項の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）等の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一　水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を次のように改正する。

第一号1(1)中「1及び2」を「1及び3」に改め、第一号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2　試薬における標準原液は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十六条若しくは第百四十四条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書が添付され、かつ、各号の別表に定める標準原液と同濃度のものを用いることができること。

第四十六号中「別表第二十九」の下に「又は別表第二十九の二」を加える。

別表第29の次に次の一表を加える。

別表第29の2

固相抽出－液体クロマトグラフ－質量分析法

ここで対象とする項目は、フェノール類である。

1　試薬

(1)　精製水

別表第29の1(1)の例による。

(2)　硫酸銅（5水塩）

(3)　リン酸（1＋9）

(4)　アセトン

別表第29の1(4)の例による。

(5)　アスコルビン酸ナトリウム

(6)　メチルアルコール

別表第29の1(6)の例による。

(7)　塩酸

(8)　空気又は窒素ガス

別表第29の1(9)の例による。

(9)　臭素酸カリウム・臭化カリウム溶液

別表第29の1(14)の例による。

(10)　ヨウ化カリウム

(11)　でんぷん溶液

別表第19の1(9)の例による。

(12)　炭酸ナトリウム（無水）

(13)　イソアミルアルコール

別表第29の1(18)の例による。

(14)　ヨウ素酸カリウム溶液（0.017mol／L）

別表第19の1(6)の例による。

(15)　硫酸（1＋5）

(16)　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.1mol／L）

別表第19の1(10)の例による。

(17)　フェノール標準原液

別表第29の1(22)の例による。

(18)　クロロフェノール標準原液

別表第29の1(23)の例による。

(19)　フェノール類混合標準液

フェノールとして1mgに相当するフェノール標準原液とそれぞれのクロロフェノール標準原液1mlずつをメスフラスコに採り、メチルアルコールを加えて100mlとしたもの

この溶液1mlは、フェノール、2－クロロフェノール、4－クロロフェノール、2，4－ジクロロフェノール、2，6－ジクロロフェノール及び2，4，6－トリクロロフェノールをそれぞれ0.01mg含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

2　器具及び装置

(1)　固相カラム

ジビニルベンゼン－N－ビニルピロリドン共重合体若しくはN含有スチレンジビニルベンゼン－メタクリレート共重合体を詰めたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの

(2)　液体クロマトグラフ－質量分析計

ア　分離カラム

内径2.1mm，長さ10cmのステンレス管に、オクタデシルシリル基を化学結合した粒径が3μmのシリカゲルを充填したもの又はこれと同等以上の分離性能を有するもの

イ　移動相

最適条件に調製したもの

例えば、A液は精製水、B液はメチルアルコールのもの

ウ　移動相流量

対象物質の最適分離条件に設定できるもの

例えば、毎分0.15mlの流量で、A液とB液の混合比が80：20のものを、1分後に60：40にして10分間保持した後、B液の割合を毎分2ポイントずつ上昇させて20：80にして5分間保持できるもの